

○長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則

平成5年3月31日

規則第23号

沿革 昭和46年4月規則第18号

改正 平成12年12月28日規則第146号

平成13年6月29日規則第76号

平成17年5月10日規則第78号

平成20年1月18日規則第5号

平成25年1月25日規則第1号

令和3年3月31日規則第37号

令和5年3月31日規則第40号

令和8年1月27日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例（平成5年長崎市条例第4号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(届出等)

第2条 条例第11条第1項の規定による届出は、附置駐車施設／設置／変更／届出書（第1号様式）に、別表に掲げる図書（届け出た内容を変更しようとするときは、当該変更に係る図書）を添付して行うものとする。

2 市長は、前項の規定による届出書を受理したときは、附置駐車施設／設置／変更／受理書（第2号様式）に必要な事項を記載し、当該届出を行つた者に交付するものとする。

3 条例第11条第2項の規定による届出は、附置駐車施設廃止届出書（第3号様式）によるものとする。

(駐車施設の設置場所に係る附置の特例に関する基準)

第3条 条例第12条第2項に規定する市長が定める規模は、駐車台数10台以上とする。

(駐車施設の設置場所に係る附置の特例の承認の申請)

第4条 条例第12条第3項の規定による承認を受けようとする者は、附置駐車施設／設置／変更／特例承認申請書（第4号様式）に、別表に掲げる図書（承認を受けた内容を変更しようとするときは、当該変更に係る図書）を添付して、市長に提出しなければならない。この場合において、建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者と駐車施設の所有者が異なるときは、附置駐車施設使用承諾書（第5号様式）を添付しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理した場合において、承認又は不承認の決定をしたときは、附置駐車施設／設置／変更／特例承認通知書（第6号様式）に、必要な事項を記載し、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（公共交通利用促進措置に係る駐車施設の附置の特例）

第5条 条例第13条第1項の規定により減ずることができる駐車施設の台数は、次の各号に掲げる建築物（百貨店その他の店舗の用途に供する部分のある建築物を除く。）に通勤する者（以下「通勤者」という。）の総数に対する自家用自動車で通勤する通勤者の総数の割合（当該割合に1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）に応じ、それぞれ当該各号に定める台数とする。

- (1) 20パーセント以下 条例第4条又は第7条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数（以下「基準台数」という。）に0.2を乗じて得た台数（当該台数に1台未満の端数があるときは、これを切り捨てた台数）
- (2) 21パーセント以上30パーセント以下 基準台数に0.1を乗じて得た台数（当該台数に1台未満の端数があるときは、これを切り捨てた台数）

（公共交通利用促進措置に係る駐車施設の附置の特例に係る手続）

第6条 条例第13条第2項の規定による承認を受けようとする者は、公共交通利用促進措置計画（変更）承認申請書（第7号様式）に通勤者に対する公共交通機関の利用促進に資する措置の内容が確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書を受理した場合において、承認の決定をしたときは、公共交通利用促進措置計画（変更）承認通知書（第8号様式）により通知するものとする。
- 3 条例第13条第3項の規定による届出は、公共交通利用促進措置廃止届出書（第9号様式）によるものとする。
- 4 条例第13条第4項の規定による報告は、毎年2月1日から3月31日までの間に、公共交通利用促進措置報告書（第10号様式）に通勤者の総数に対する自家用自動車で通勤する通勤者の総数の割合が確認できる書類を添えて提出することにより行うものとする。

（都市再生緊急整備地域に係る駐車施設の附置の特例）

第7条 条例第14条の規定により減ずることができる駐車施設の台数は、基準台数に0.1乗じて得た台数（当該台数に1台未満の端数があるときは、これを切り捨てた台数）とする。

（二輪車等駐車施設を附置する場合の駐車施設の附置の特例）

第8条 条例第15条の規定により減ずることができる駐車施設の台数は、設置する二輪車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車並びに同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）のための駐車施設（二輪車等の駐車の用に供する部分の規模が、駐車台数1台につき幅0.8メートル以上、奥行1.9メートル以上の駐車施設に限る。）の台数を5で除して得た台数（当該台数に1台未満の端数があるときは、これを切り捨てた台数）とする。

(身分証明書)

第9条 条例第18条第2項に規定する証明書は、身分証明書（第11号様式）とする。

(措置命令書)

第10条 条例第19条第2項に規定する措置命令書は、第12号様式とする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月28日規則第146号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年6月29日規則第76号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年5月10日規則第78号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年1月18日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年1月25日規則第1号）抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条、第5条、第8条、第9条及び第10条の規定（長崎市地域生活支援事業実施規則別表第1の改正規定を除く。） 平成25年4月1日

附 則（令和3年3月31日規則第37号）

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和5年3月31日規則第40号）

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和8年1月27日規則第9号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第5条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第2条、第4条関係）

図書		縮尺	明示すべき事項
建築物	付近見取図		方位、道路、目標となる物件、位置及び第6条の申請にあつては駐車施設との距離
	配置図	200分の1以上	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び届出又は承認に係る建築物と他の建築物との別、駐車場整備地区及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域の境界線並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
	各階平面図	200分の1以上	縮尺、方位、間取り並びに各室の用途及び規模
駐車施設	配置図	200分の1以上	縮尺、方位、敷地の境界線、規模、駐車施設の内外の車路及びその幅員、当該車路が道路に接する出入口部分並びに駐車施設の周辺の道路の状況
	各階平面図	200分の1以上	縮尺、方位、間取り及び規模並びに駐車施設内外の車路及びその幅員

備考 条例第10条に規定する特殊な装置を用いる駐車施設である場合は、当該装置の仕様を示した図面及び国土交通大臣の認定を証する書類の写しを添付しなければならない。

第1号様式(第2条関係)

		附置駐車施設	設置 変更	届出書	年 月 日	
(あて先) 長崎市長						
届出者 住所 氏名 電話 (法人の場合は法人名及び代表者名)						
長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例第11条第1項の規定により次のとおり届け出ます。						
設 置 者		住所				
		氏名				
代 理 者		住所				
		氏名			設計者 の氏名	
駐 車 施 設	所 在 地	長崎市				
		広 場 式	建 物 式	機 械 式	計	
	設置台数	台	台	台	台	
	うち 車椅子用	台	台	台	台	
	うち 荷さばき用	台	台	台	台	
	駐車ます面積	m ²	m ²	m ²	m ²	
	隔地台数	台	台	台	台	
	二輪車等駐車施設	台				
附置義務台数		台 (うち 車椅子用 台、荷さばき用 台)				
建 築 物	管 理 者	住所				
		氏名				
建 築 物	敷 地	地名地番				
		用途地域	駐車場整備地区指定の有無			
	都市再生緊急整備地域					□内 □外
	建物の名称		階 数		地上 階 地下 階	
	工事の種別		□新築 □増築 □用途変更	延べ面積	m ²	
	建築物の用途別 の延べ面積		特 定 用 途	非 特 定 用 途		
			届出 部分	用 途		
				延べ面積	m ²	
			既存 部分	用 途		
				延べ面積	m ²	
建築年月日		年 月 日				
建築確認申請受付		年 月 日 第 号				
工事着工予定日		年 月 日	工事完了予定日	年 月 日		
受付		年 月 日	第 号			

第2号様式（第2条関係）

附置駐車施設
変更
設置
受理書

年 月 日

様

長崎市長



長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例第11条第1項の規定による届出を次のとおり受理します。

設置者		住所				
		氏名				
代理者		住所				
		氏名		設計者の氏名		
所在地		長崎市				
駐車施設規模	設置台数	広場式	建物式	機械式	計	
	うち 車椅子用	台	台	台	台	
	うち 荷さばき用	台	台	台	台	
	駐車ます面積	m ²	m ²	m ²	m ²	
	隔地台数	台	台	台	台	
	二輪車等駐車施設	台				
	附置義務台数	台 (うち 車椅子用 台、荷さばき用 台)				
管理者		住所				
		氏名				
建築物	敷地					
	用途地域			駐車場整備地区 指定の有無	□有 □無	
	都市再生緊急整備地域	□内	□外			
	建物の名称			階数	地上	階
	工事の種別	□新築 □増築 □用途変更		延べ面積	m ²	
	建築物の用途別 の延べ面積	特定用途		非特定用途		
		届出部分	用途			
			延べ面積	m ²		
		既存部分	用途			
			延べ面積	m ²		
建築年月日		年 月 日				
建築確認申請受付		年 月 日 第 号				
工事着工予定日		年 月 日	工事完了予定日	年 月 日		
受付		年 月 日	第 号			
備考						

第3号様式（第2条関係）

附置駐車施設廃止届出書

年 月 日

（あて先）長崎市長

届出者 住所

氏名

電話

（法人の場合は法人名及び代表者名）

長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例第11条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

建 物 の 名 称					
駐車施設の所在地					
設 置 年 月 日					
廃 止 年 月 日					
設 置 規 模	広 場 式	建 物 式	機 械 式	計	
	廃止台数	台	台	台	台
	うち 車椅子用	台	台	台	台
	うち 荷さばき用	台	台	台	台
	駐車ます面積	m ²	m ²	m ²	m ²
	隔地台数	台	台	台	台
	二輪車等駐車施設	台			
附置義務台数	台	（うち 車椅子用 台、荷さばき用 台）			

第4号様式（第4条関係）

		附置駐車施設	設置 変更	特例承認申請書	年　月　日	
(あて先) 長崎市長						
申請者 住所 氏名 電話						
(法人の場合は法人名及び代表者名)						
次のとおり、長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例第12条 第1項 の規定に基づき、駐車施設を 設置 第2項 変更 したいので、承認くださるように申請します。						
① 駐 車 施 設	所 在 地	長崎市				
	権 利 関 係	<input type="checkbox"/> 所有権	<input type="checkbox"/> 賃借権	<input type="checkbox"/> その他()		
	設 置 規 模	設置台数	広 場 式	建 物 式	機 械 式	計
		うち 車椅子用	台	台	台	台
		うち 荷さばき用	台	台	台	台
		駐車ます面積	m ²	m ²	m ²	m ²
使用承諾者	住所					
	氏名					
② 建 築 物	敷 地	地名地番				
	用途地域				駐車場整備地区 指定の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	建物の名称				階 数	地上 階 地下 階
	工事の種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 用途変更			延べ面積	m ²
	建築物の用途別 の延べ面積	届出 部分	用 途			
			延べ面積	m ²	m ²	
		既存 部分	用 途			
			延べ面積	m ²	m ²	
	建築年月日		年　月　日			
	建築確認申請受付		年　月　日　第　号			
工事着工予定日		年　月　日	工事完了予定日	年　月　日		
申請の理由						
受 付		年　月　日	第　号			

第5号様式(第4条関係)

附置駐車施設使用承諾書

年 月 日

(あて先)長崎市長

承諾者 住所

氏名

電話

(法人の場合は法人名及び代表者名)

次のとおり駐車施設を使用することを承諾いたします。

① 承 諾 者 (駐車施設の所有者)		住所 氏名				
駐 車 施 設	所 在 地	長崎市				
	設 置 規 模	設 置 台 数	広 場 式	建 物 式	機 械 式	計
	設 置 台 数	台	台	台	台	
	うち車椅子用	台	台	台	台	
	うち荷さばき用	台	台	台	台	
	駐車ます面積	m ²	m ²	m ²	m ²	
管 理 者	管 理 者	住所 氏名				
	使 用 者	住 所				
建 築 物	地 名 地 番					
	用 途 地 域			駐車場整備地区 指定の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	建 物 の 名 称			階 数	地上	階
	工 事 の 種 別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 用途変更	延べ面積	m ²		
	建築物の用途別 の 延べ面積	特 定 用 途	非 特 定 用 途			
		届出部分	用 途			
		延べ面積	m ²	m ²		
		既存部分	用 途			
		延べ面積	m ²	m ²		
	建築年月日	年 月 日				
※ 建築確認申請受付						
※ 工事着工予定日	年 月	※工事完了予定日	年 月	日		
※ 受付	年 月 日					

注 ※欄は記入しないでください。

第6号様式（第4条関係）

		附置駐車施設	設置 変更	特例承認通知書	年　月　日	
様		長崎市長				
		印				
年　月　日		に申請のあった駐車施設の 設置 変更		については、次のとおり	承認する 承認しない	
ことに決定し たので通知します。						
① 駐 車 施 設	所在 地	長崎市				
	権利 関係	<input type="checkbox"/> 所有権	<input type="checkbox"/> 賃借権	<input type="checkbox"/> その他（ ）		
	設置 規 模		広 場 式	建 物 式	機 械 式	計
		設置台数	台	台	台	台
		うち 車椅子用	台	台		台
		うち 荷さばき用	台	台		台
	駐車ます面積	m ²	m ²	m ²	m ²	
設 置 規 模	使用 承諾者	住所				
		氏名				
② 建 築 物	敷 地	地名地番				
		用途地域			駐車場整備地区指 定の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		建物の名称			階 数	地上 階 地下 階
		工事の種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 用途変更		延べ面積	m ²
		建築物の用途別 の延べ面積	届出 部分	用 途		
				延べ面積	m ²	m ²
			既存 部分	用 途		
				延べ面積	m ²	m ²
		建築年月日	年　月　日			
		建築確認申請受付	年　月　日			第　号
	工事着工予定日	年　月　日	工事完了予定日	年　月　日		
理 由						
受 付		年　月　日　第　号				

第7号様式（第6条関係）

公共交通利用促進措置計画（変更）承認申請書

年　月　日

(あて先) 長崎市長

申請者 住所

氏名

電話

長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例第13条第2項に規定する公共交通利用促進措置に関する計画の承認を受けたいので次のとおり申請します。

建 築 物	名　称			
	所　在　地			
	建築物床面積	特定用途部分	その他の部分	
		m ²	m ²	
	(a) 必要附置台数	台		
実施内容	公共交通利用促進措置		緩和率 (該当項目に○)	
	従業員に対する公共交通機関の利用促進	自家用車等での通勤割合が20%以下	20%	
		自家用車等での通勤割合が30%以下	10%	
(b) 紓和台数			台	
低減後の必要附置台数 (a) - (b)			台	
建築物使用開始予定年月日		年　月　日		
特記事項 (変更の場合は変更内容 の詳細を記入)				

第8号様式（第6条関係）

公共交通利用促進措置計画（変更）承認通知書

年　月　日

様

長崎市長

印

年　月　日付で申請された公共交通利用促進措置計画（変更）については、次のとおり承認します。

建 築 物	名　称		
	所 在 地		
	建築物床面積	特定用途部分 m ²	その他の部分 m ²
	(a) 必要附置台数		
	公共交通利用促進措置		緩和率 (該当項目に○)
実施内容	従業員に対する公共交通機関の利用促進	自家用車等での通勤割合 が20%以下	20%
		自家用車等での通勤割合 が30%以下	10%
(b) 緩和台数		台	
低減後の必要附置台数 (a) - (b)		台	
建築物使用開始予定年月日		年　月　日	
特記事項			

第9号様式（第6条関係）

公共交通利用促進措置廃止届出書

年 月 日

(あて先) 長崎市長

届出者 住 所

氏 名

電 話

長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例第13条第3項の規定により、
次のとおり届け出ます。

建築物	名 称	
	所 在 地	
認定通知	通知年月日	年 月 日
	通知番号	第 号
公共交通利用促進措置 廃止予定年月日		年 月 日
廃止の理由		

第10号様式（第6条関係）

公共交通利用促進措置報告書

年　月　日

(あて先) 長崎市長 宛

報告者 住所
 氏名
 電話

長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例第13条第4項の規定により、
 公共交通利用促進措置に係る実施状況について、次のとおり報告します。

建築物	名 称		
	所 在 地		
承認通知	通知年月日	年 月 日	
	通知番号	第	号
実施内容	公共交通利用促進措置		緩和率 (該当項目に○)
	従業員に対する公共交通機関の利用推進	自家用車等での通勤割合が 20パーセント以下	20%
		自家用車等での通勤割合が 30パーセント以下	10%
緩和台数		台	
低減後の必要附置台数		台	
特記事項			

第11号様式（第9条関係）

(表面)

第 号	契 印	写真 貼付
所属	身 分 證 明 書	契 印
職名		
氏名		
年 月 日生		
上記の者は、長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例第18条の規定により立入検査等を行う者であることを証明します。		
年 月 日		
長崎市長		印

(裏面)

長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例(抄) (立入検査等)
第18条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、建築物又は駐車施設の所有者又は管理者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして建築物若しくは駐車施設に立ち入り、検査をさせることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第12号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

措 置 命 令 書

住所

氏名

(法人の場合は、法人名及び代表者名)

長崎市長

印

次の建築物は、長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例第 条の規定に違反していますので、同条例第19条の規定により次の措置をとることを命じます。

1 建築物の所在地

2 建築物の用途及び規模

1 措 置

2 理 由